

令和8年度

可搬消防ポンプ積載資機材搬送車

仕 様 書

深川地区消防組合深川消防団

可搬消防ポンプ積載資機材搬送車仕様書

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、深川地区消防組合（以下「組合」という。）が、令和8年度に整備する可搬消防ポンプ積載資機材搬送車（以下「搬送車」という。）の仕様について定める。

2 適合法令等

仕様書によるもののほか、次に掲げる法令等に適合し、かつ緊急自動車として承認が得られるものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) その他関係法令等

3 概要

この搬送車は、令和8年に製作されたダブルキャブオーバー型平ボディー形状シャーシを使用し、荷台には可搬消防ポンプ及び関連資機材を積載し、あらゆる災害の消防活動に適した構造及び機能を有する寒冷地仕様の搬送車とする。発注台数は1台とする。

4 製作について

- (1) 同等品以上可として定められているものは、組合が指定した期日までに、諸元・性能・価格・納入実績等の比較表を組合へ提出し諾否を仰ぐこと。
- (2) 本仕様書に記載のない等疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は、組合とその都度速やかに協議し、承認の得たあと施工すること。
- (3) 本車両の製作にあたり、工業所有権その他法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、かかる費用は受注者が負担すること。
- (4) 納車までは連帯し責任を負うものとする。
- (5) 車体は常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。
また、車体の艤装材料は、J I S（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）G 3 1 0 1（一般構造用圧延鋼材）に適合するものであること。
- (6) 車体の総体的な重量軽減を図り、車体重量、前後左右の荷重バランス、転倒角度等を十分考慮して製作すること。
- (7) 車両全般にわたり防水、防食及び防錆措置を十分に行うこと。
- (8) 使用及び取り扱い上の安全性、操作性に十分配慮したものであること。
- (9) 清掃、点検、調整、修理等が容易に行えるものとする。
- (10) 洗浄ができ、残水等の生じない構造とすること、かつ維持管理が経済的に行えるものとする。

第2章 シャーシ

艀装については、次によるものとする。

1 寸法・重量・定員

- | | | | |
|-------------|---|---------------|--------------|
| (1) 全 | 長 | 5,900 mm以上 | 6,500 mm以下 |
| (2) 全 | 幅 | 2,200 mm以下 | |
| (3) 全 | 高 | 2,550 mm以下 | |
| (4) 荷台内寸法 | | 長さ 3,300 mm以上 | 幅 2,000 mm以上 |
| (5) 荷台床面地上高 | | 960 mm以下 | |
| (6) 最大積載量 | | 1.8 t以上 | |
| (7) 総重量 | | 7.5 t以下 | |
| (8) 乗車定員 | | 6人以上 | |

2 シャーシ・エンジン

- | | | |
|-----------------|---|---|
| (1) 年 | 式 | 令和8年製 |
| (2) 形 | 状 | ダブルキャブオーバー 全低床型 平ボディー形状 |
| (3) 操向装置 | | パワーステアリング装置付 |
| (4) 駆動装置 | | 4輪駆動方式(4WD) |
| (5) 制動装置 | | ABS装置 |
| (6) エンジン型式 | | ディーゼルエンジン |
| (7) 出力 | | 100PS以上 |
| (8) トランスミッション | | 5速MT |
| (9) バッテリー | | バッテリーを電源とする赤色警光灯、投光器、その他の灯火及び各艀装を含めた全ての機能を同時に賄える容量を有すること。 |
| (10)オルタネーター | | 上記バッテリーの最高使用状態において、充電量を十分に補える発電量を有すること。 |
| (11) テールゲートリフター | | 可搬消防ポンプ積み下ろし装置として、荷台後部にテールゲートリフターを設置し、サイドガード及び保護ゴムを取り付けること。(リフト質量 600 kg以上 ゲート長 1,000 mm) |
| (12) 荷台の材質 | | 荷台の床面、側あおり内面の材質はアルミ製縞板であること。 |

3 付属品、取付装置

別表1のとおりとする。

第3章 艀装、材料及び装置

1 艀装上の留意事項等

- (1) 艀装は、堅ろうで耐久性に優れ、長期の仕様に十分耐えられる構造とし、全般にわたり防食、防水性及び耐水性を十分考慮すること。
- (2) 艀装材料については、すべて日本工業規格に基づいて精選された耐久性を有するアルミニウム板、ステンレス鋼等を使用すること。
- (3) 艀装に使用する部材（手摺保護棒等、ビス、ナット類）は、車両の走行に支障のない限りステンレス製品を使用すること。また、艀装に際して不必要な穴等を開けた場合は、溶接穴埋め後パテ仕上げし、塗装工程に入ること。車体の骨組みや板材の切断末端は危険防止のため面取りを施し、飛び出したボルト類は、短くするなどの工作を行うこと。
- (4) 燃料給油口は、給油が容易な位置に設けること。
- (5) ステップ、手摺等を取付ける部分には、十分な補強を施すこと。
- (6) スイッチ類には、全て銘板を付すこと。

2 キャブ

- (1) 消防章を車両前面中央部に取付けること。
- (2) 堅ろうな天蓋及びドアを有し、内部は十分な緩衝材で保護すること。
- (3) 乗降に必要な手摺を設けること。
- (4) 各ドア内側に反射材を貼り付け、ドアの開放状態が視認できるようにすること。
- (5) 後部座席前方にステンレス製の手摺棒（可動式フック 6 個付）を設けること。
- (6) キャブ内に地図入れ・小物収納箱等を設けること。

3 車体及び荷台部

- (1) 重量に充分耐えるよう緩衝装置等を強化すること。
- (2) 荷台に積載する資機材等は、走行中の振動、その他の移動等により落下、破損等が生じないように安全確実に固定できること。
- (3) 荷台に可搬消防ポンプを積載し、安全確実に固定すること。
- (4) 鳥居部に吸管を取り付けること。
- (5) 荷台下部両サイドに資器材収納庫を取り付け、ホースを積載することができるものとする。 （位置、サイズは別途協議）
- (6) 車両バッテリーは専用の収納庫に納め防塵防雪対策をし、バッテリー各槽と配線等が全て点検できる位置まで容易に引き出せる構造とし、保守管理が容易に行えること。
- (7) 前部及び後部フレームに強固な牽引用フックを取り付けること。
- (8) ナンバープレートに保護棒を取り付けること。
- (9) デパーチャアングルを極力大きくとれるよう加工すること。

4 可搬消防ポンプの仕様

- (1) B-3級以上
- (2) 4ストロークエンジン
- (3) 電子制御燃料噴射装置
- (4) 90kg以下

5 電装

取付位置詳細については、別途協議すること。

- (1) 各種電装品の電源は、メインキー連動とすること。
- (2) キャブ上部に赤色警光灯（スピーカー、モーターサイロ、標識灯組込み）を設置すること。
- (3) キャブフロントに赤色点滅灯を2個設置すること。
- (4) 鳥居部に後方用赤色点滅灯を2個設置すること。
- (5) 鳥居部に周囲作業灯（LED）を側方に各1灯設置すること。
- (6) 鳥居部に荷台作業灯（LED）を設置すること。
- (7) 高輝度LED投光器を設置し、伸縮装置を付けること。
- (8) 路肩灯を（前照灯（スモール）連動）設置すること。
- (9) キャブ内天井にLED照明灯（ドア開閉連動）を設置すること。
- (10) キャブ内にヒューズボックスを配置すること。
- (11) 電子サイレンアンプ、無線機、各種スイッチ類等は、ダッシュボード中央付近又は上部中央付近に集中させ、操作性に優れた配置とすること。
- (12) 車体取付品の灯火類は、必要に応じて保護枠を取付けること。
- (13) 各配線は確実に行き、断線しないように考慮して配線すること。

第4章 塗装・文字入力

1 塗装

- (1) 外部は完全な防錆加工を施し、朱色ウレタン塗装にて3回以上吹き付けし、十分乾燥後磨きだし仕上げを行い、納車後変色することがないようにすること。
- (2) タイヤホイールには塗装しないこと。
- (3) 車両下回りは黒色塗装とし、特に防錆を考慮した処理を施すこと。
- (4) 上記以外その他の部分の塗装は、組合と打ち合わせをすること。

2 文字入力

(1) 文字入れ

記入文字について、種類、部位及び記入文字等は別途協議することとする。

(2) 再帰性反射材

左右側面及び後面に貼りつけるものとする。（位置、色、大きさ等は別途協議）

第5章 無線関係

1 無線装置

支給品の消防救急デジタル車載型無線設備は、無線設備業者と連携して作業を行うこと。無線機本体、キャビン内送受話器、アンテナ及びアンテナ基台は組合から支給する。

2 艤装

- (1) キャブ内に無線スピーカーを1個設置すること。
- (2) 赤色警光灯組込みスピーカーに接続し、無線音声を車外に拡声できること。
- (3) 車外に、無線送受話器ボックスを2カ所設置すること。(左右各1カ所)
- (4) アンテナ取付け部には、利得を上げるための措置を行うこと。
- (5) アンテナケーブル等を車内に引き込む部分から雨水等の浸入が無いよう十分な措置を施すこと。
- (6) アースボンディングを必要に応じて行うこと。

第6章 契約、承認図書等

1 契約

契約後における一切の疑義は、全て組合の解釈に従うものとする。なお、質疑応答事項は、本仕様書の追補とする。

2 承認図書

契約後、次に掲げる承認申請図書を各2部(A4ファイル製本)作成、組合に提出し承認を得て製作に着手すること。製作にあたり、本仕様書及び承認図において変更あるいは本仕様書に記載のない等不明な点が生じたときは直ちに組合に連絡のうえ、その指示を受ける図書等を提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 車両の主要諸元書
- (2) シャーシ組立図
- (3) 全般艤装図(艤装五面図を含む)
- (4) 製作工程表(中間検査及び完成検査予定日を記入すること。)
- (5) 車体組枠図(補強材料及び組枠寸法図)
- (6) 電気系統配線図
- (7) 資機材収納庫等の製作図、取付け図及び消防用資機材等配置図
- (8) キャブ改造図
- (9) 車体寸法図
- (10) その他組合が指示するもの。

第7章 検査

1 検査内容

- (1) 組合に提出した製作行程表に基づき、検査ができる状態で日程を組むこと。
- (2) 検査依頼は、実施予定日の概ね20日前までに書類で提出すること。
- (3) 検査にあたっては、営業及び設計担当者が必ず立ち会うこと。

2 検査項目

(1) 中間検査

艀装工程中、受注製作工場にて中間検査を実施する。なお、外部塗装前に実施し、主要部分の組立状況及び各部の寸法等の検査を実施する。

(2) 完成検査

本仕様書・承認図に基づき、次の検査を実施する。

ア 艀装全体の検査

イ 付属品数及び機能検査

ウ 各装備品及び資機材の検査

- (3) 上記以外に発注者又は受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施できるものとする。ただし、実施にあたっては事前に相互連絡を取り合うものとする。

- (4) 検査不合格の場合には、次のとおりとする。

ア 不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出すること。

イ 不具合の内容及び改善対策事項を2週間以内に実施すること。

ウ 前記アで提出された書類内の対策事項については、組合が改善対策事項を承認した後、再検査を受けること。

- (5) その他

ア 前記の試験及び検査を通じ、振動、音響、発熱等の異常を認めた箇所については、直ちに修復のうえ再検査を受けなければならない。

イ 納入に至るまでの検査、故障及び修理に要した費用の一切は受注者の負担とする。

第8章 納車等

1 納車

車両の完成に際して、次の事項に係る手続等は受注者が代行し、検査等を伴うものにあつては合格後に納車すること。またそれらに係る経費は受注者が負担するものとする。

- (1) 運輸支局の車体検査登録に関すること。

- (2) 公安委員会の緊急自動車等の指定申請（届出）に関すること。

2 車両登録番号

完成車のナンバー指定については、別途協議すること。

3 諸費用

車両の新規登録に係る重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料については、組合の負担とする。

4 納車場所、期限

- (1) 納車場所 深川地区消防組合深川消防団
- (2) 納車期限 令和9年3月31日

5 納車時提出書類（A4ファイルに製本）

- (1) 完成図
- (2) 改造自動車等主要諸元（シャーシ、エンジン） パーツリスト
- (3) 改造自動車計算書（運輸支局提出書類の複製）
 - ア 艀装重量、車両重量及び車両総重量の加重分布計算書
 - イ 最大安定傾斜角度計算書
- (4) 緊急自動車届出受付済証明書又は同届出確認書
- (5) ポンプ性能に関する各種証書、関係書類
- (6) 資機材、装備、取付け品取扱説明書及び取扱注意事項書
- (7) 電気配線図（ヒューズ及び配線を実際の位置に表示すること。）
- (8) ヒューズ、灯火球の数量及び容量一覧表
- (9) 注油箇所説明書
- (10) 工程、完成写真（各製作工程写真、新規登録後5方向（前後、左右、上部）
- (11) 保証書及び整備書
- (12) 各主要部品一覧表（品名・型式・数量・製造会社名・代理店名・所在地・電話番号・カタログ等）
- (13) 自動車検査証
- (14) 納品書
- (15) その他組合が指示するもの。

6 取扱説明

受注者は車両納入後、専門技術員を派遣して組合の指定により各装置、車両及び特殊資機材の取扱い説明及び車両等の点検整備かつ使用方法の説明を行うものとする。（詳細は別途協議。）

第9章 保証

保証期間は、納入検査合格の日から2年間（ただし、各部品メーカーの公表する保証期間と異なる場合は、期間の長い方とする。）とする。また、保証期間後とはいえども、設計、材料及び艀装の不良等に起因する不具合、故障、破損等が生じた場合には、受注者の負担において速やかに部品交換、又は修理を行うものとする。

別表 1

	品名	数量	仕様、付属品等
1	LED ヘッドランプ	1 式	
2	フォグランプ	1 式	
3	サンバイザー	1 式	助手席用
4	ドアバイザー	1 式	全ドア
5	消防章	1 式	消防団用
6	エアコン	1 式	
7	リアヒーター	1 式	
8	フロアーマット	1 式	純正
9	シートカバー (ビニール製)	1 式	
10	エンジン回転計	1 式	
11	エンジン油温計	1 式	
12	A S R (アンチスリップレギュレーション)	1 式	
13	S R S エアバック	1 式	運転席及び助手席
14	キャブ室内灯	1 式	L E D
15	後退警報器	1 式	信号音及び音声の併用式
16	ドライブレコーダー	1 式	
17	赤色警光灯	1 式	キャブ上部 NP-ML-VK2M-A 型又は同等品 (スピーカー、モーターサイレン、標識灯組込み、無線接続)
18	赤色点滅灯	1 式	キャブフロント LFA-160 型又は同等品 後方用 (鳥居部) LFA-200 型又は同等品
19	電子サイレン	1 式	T S K - D 1 5 2 型又は同等品
20	周囲作業灯	1 式	側方各 1 灯 M P B 4 W 又は同等品
21	荷台作業灯	1 式	L I A - 2 0 0 又は同等品
22	高輝度 L E D 投光器	1 式	S L D - R 1 2 0 及び S U D - 3 D 手動式伸縮装置 又は同等品 (電源は車両バッテリーより給電)
23	車輪マッドガード	1 式	全輪
24	スノーマット	1 式	純正
25	スペアタイヤ (ホイール付)	1 本	
26	スノーワイパーブレード	1 式	フロント 2 本
27	スタッドレスタイヤ	6 本	ホイール付
28	可搬動力ポンプ	1 台	参考品 トーハツ V F 5 3 B S

	品名	数量	仕様、付属品等
29	吸管	1本	可搬動力ポンプ用ソフト（75mm×6m）
30	吸管ストレーナー	1個	プラスチック製
31	吸管ちりよけ籠	1個	プラスチック製
32	吸管まくら木	1個	硬質ゴム製
33	吸管ロープ	1本	10mm×6m×1本
34	フローティングストレーナー	1個	
35	逃し弁付中継媒介金具	1個	
36	ホース（65mm×20m）	30本	キンパイ NEWマテイー（カラー青15本、オレンジ15本） 呼称65mm軽合金差込式
37	ホース（50mm×20m）	5本	キンパイ NEWマテイー（カラー赤5本） 呼称50mm軽合金差込式
38	クアドラフォグノズル	2本	NH-50QF
39	剣先スコップ、角スコップ	1式	支給品、収納用金具取付
40	消火器	1本	A B C粉末10型、収納用金具取付
41	燃料用携行缶	1個	50
42	牽引ワイヤー	1本	12mm×6m（両端アイ型）
43	マジックバンド	10枚	ホース用
44	工具箱	1式	KTC 工具セット(SK3562WZ)・小型動力ポンプ用工具
45	車輪止め	1式	硬質ゴム製、収納用金具取付
46	車外無線送話機取出口	1式	左右キャビン後部各1台
47	ハンディライト	1台	ファイヤーバルカン
48	熱画像直視装置	1台	FLIR K2
49	荷台トラックシート	1式	
50	とび口	1本	支給品、収納用金具取付